

1 学校いじめ防止基本方針

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長、人格形成への重大な影響のみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

いじめに対しては、「どの子供にも、どの学校でも、起こりうる」と考え、「いじめは人間として許されない」「いじめは卑怯な行為である」という共通認識のもと、友だちをいじめない思いやりのある児童の育成を目指し、いじめ防止に向け、日常の指導体制を定め、いじめの未然防止を図りながら、いじめの早期発見に取り組むとともに、いじめを発見した場合は適切且つ速やかに解決するためには、「学校いじめ防止基本方針」を定める。

2 いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものという。

〔具体的ないじめの態様〕

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつけられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

3 いじめの防止等の対策のための組織

（1）いじめ防止委員会（生徒指導委員会） ◎ いじめの未然防止と早期発見のために設置

- ① 構成員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年代表 養護教諭（外部専門家）
- ② 取組内容 i 基本方針・年間指導計画の作成 ii アンケートの実施と結果報告
- iii 未然防止の取組（研修計画立案等） iv 早期発見の取組 v 情報交換

（2）いじめ対策委員会 ◎ いじめを発見した場合その解決に向けて設置

- ① 構成員 校長 教頭 教務主任 生徒指導主事 学年主任 養護教諭 該当学級担任
特別支援教育コーディネーター（外部専門家）
- ② 取組内容 i 情報収集、事実把握 ii 具体的な指導方針の決定
- iii 加害・被害児童、全体への指導・支援 iv 保護者、関係機関との連携
- v 事態収束までの継続指導・経過観察

4 いじめの防止・未然防止のための取組

- ① 全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動
- ② 「規律」「学力」「自己有用感」のある授業や日常 生活
- ③ 「情報モラル」に関する指導の充実（学級活動等）
- ④ 「学校いじめ防止基本方針」の共通理解と周知
- ⑤ 学校便り等による啓発、個別面談と教育相談の充実
- ⑥ 外部講師による講話や授業の設定

5 早期発見・いじめの兆候を見逃さない、見過ごさないための手立て等

- ① 全教職員による児童観察と情報交換
- ② 定期調査（困りごと調べ）実施による把握
- ③ 月1回の「いじめ防止委員会（生徒指導委員会）」の開催
- ④ 児童自ら相談できる雰囲気作りと教育相談の充実

6 いじめに対する措置

- ① 校長を中心とした「いじめ対策委員会」の設置
- ② いじめを受けた児童と保護者への支援
- ③ いじめをした児童への指導と保護者への助言
- ④ 必要に応じて関係機関との連携
- ⑤ 他の児童（集団）への指導、学級経営の立て直し

7 重大事態への対処

- (1) いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いが認められるとき。
- (2) いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき
 - ① 事実確認を行い、市教委へ報告・相談
 - ② 市教育委員会の指導・支援のもと対応

「いじめられている児童を徹底して守り通す」

8 学校評価

- ◎ 児童と保護者アンケートにより、P D C Aサイクルにしたがって、取組等について適正に評価する。

※ 例 <児童用>

ア 学校は楽しい

イ 友だちは仲良く生活している

ウ 学校で習う計算や漢字などの勉強がよくわかる

<保護者用> ア お子さんは楽しく学校生活を送っている

イ お子さんは、学校や学級でよい友だち関係を築いている

ウ お子さんは、計算や漢字などの基本的な内容をよく理解している 等

9 年間計画

- ◎ 生徒指導委員会は毎月実施する。

「不登校・いじめ・こまりごと調査」は問題発生の傾向が予想される場合や問題発生時に、生徒指導委員会を臨時に開き検討の上、隨時行う。

月	活動内容
4	<ul style="list-style-type: none">・ いじめ防止基本方針の確認・ いじめ防止委員会（生徒指導委員会）・ 学級懇談、P T A総会等での周知・ ホームページでの公表
5	<ul style="list-style-type: none">・ 家庭訪問からの生徒指導上の問題調査・ 危険箇所調査（家庭訪問等）
6	<ul style="list-style-type: none">・ 「不登校・いじめ・こまりごと」調査→問題検討・ 特に指導を要する児童の調査→一覧表作成・ 「見守り隊」総会でのいじめについての意見交換等
7	<ul style="list-style-type: none">・ 危険箇所の確認と点検→一覧表作成・ 夏期休業における校外補導（学年別）・ 夏季休業の事前指導用資料の提供
8	<ul style="list-style-type: none">・ 夏季休業中の生徒指導上の問題調査
9 ～ 11	<ul style="list-style-type: none">・ 「不登校・いじめ・こまりごと」調査→問題検討・ 冬期下校時刻の切り替えと衣替えのお知らせ・ 個別懇談からの生徒指導上の問題調査
12	<ul style="list-style-type: none">・ 児童、保護者へのアンケート実施（評価）・ 冬季休業の事前指導用資料の提供
1	<ul style="list-style-type: none">・ 冬季休業中の生徒指導上の問題調査
2	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的生活習慣の実態調査・ 「不登校・いじめ・こまりごと」調査→問題検討・ アンケート結果公表
3	<ul style="list-style-type: none">・ 基本的生活習慣の実態調査の考察・ 次年度の生徒指導全体計画の検討・ 春休みの事前指導用資料の提供